

令和6年第11回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年11月30日(金) 午後 2時00分 開会 午後 2時30分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (21名)	委員	小 栗 智 幸	水 野 安 喜
		土 屋 敏 子	安 田 清 和
		加 納 富 雄	遠 山 英 俊
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		成 瀬 良 美	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
		勝 股 増 夫	安 藤 良 一
	農地利用 最適化推 進委員 (欠員1 名)	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	渡 邊 俊 美
		有 我 俊 春	岩 嶋 貞 夫
		小 川 伸 二	
欠席委員 (1名)	板 橋 仁 晃		
事務局	局長	伊 東 範 明	
	局長補佐	有 賀 大 輔	
	主査	日比野 有 真	
	主事	青 柳 慧一郎	
付議事項			
議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について		
議第2号	農地法第4条の規定による許可申請について		
議第3号	農地法第5条の規定による許可申請について		
議第4号	非農地証明申請について		
議第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について		
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第11回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、渡邊 美孝委員と安藤 良一委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

水野 安喜委員、説明をお願いします。

水野委員

去る11月21日に、安田 清和(やすだ きよかず)委員、加納 富雄(かのう とみお)委員、日比野(ひびの)主査、私の4名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては5件であります。

内容といたしましては、田が4筆、畑が4筆で、面積4,985㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから9ページになります。

5ページをご覧ください。

3条—34

(議案書の内容を説明)

譲受人が、現在育苗施設として利用している土地を購入するものです。

6ページをご覧ください。

3条—35

(議案書の内容を説明)

譲受人が所有する農業用倉庫付近の農地を購入し、農業に励むものです。

7ページをご覧ください。

3条—36

(議案書の内容を説明)

譲受人が自宅周辺の農地を譲り受け、農業に励むものです。

8ページをご覧ください。

3条—37

(議案書の内容を説明)

譲受人が果樹の栽培をするため申請地を購入するものです。

9ページをご覧ください。

3条—38

(議案書の内容を説明)

譲受人が以前から耕作している農地を父から譲り受け、農業に励むものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見無し)

議長 別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。なお、小栗智幸委員は、3条の34番の申請の当事者であり、議決権がございませんので、それ以外の申請についてお諮りいたします。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議題といたします。

水野 安喜委員、説明をお願いします。

水野委員 農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。内容といたしましては、田が1筆で、面積380.30㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

- 日比野主査            それでは、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
ご説明申し上げます。  
議案集の10ページから11ページになります。  
4条—4  
（議案書の内容を説明）  
住宅の建替えにあたり、現住所地が建築基準を満たさなかったため、  
申請地での建替えを計画するものです。  
申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、隣  
地への影響がないよう対策が講じられるため、転用に対し問題ないもの  
と考えます。  
以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。  
ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議 長                    ありがとうございます。  
では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見は  
ありませんか。
- 委 員                    （質問・意見無し）
- 議 長                    別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。  
議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のと  
おり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員                    （全員挙手）
- 議 長                    全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの  
意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。  
次に議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題  
といたします。  
水野 安喜委員、説明をお願いします。
- 水野委員                農地法第5条の規定による許可申請につきましては4件であります。  
内容といたしましては、田が5筆、畑が1筆で、合計面積2,340  
㎡であります。  
詳細については、事務局より説明を求めます。
- 日比野主査            それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
ご説明申し上げます。  
議案集の12ページから19ページになります。  
13ページ、14ページをご覧ください。  
5条—63  
（議案書の内容を説明）  
申請地は、稲津コミュニティセンターから半径300m以内に存する  
第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、  
転用に対し問題ないものと考えます。

次に、5ページ、15ページをお願いします。

5条-64

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、16ページ、17ページをお願いします。

5条-65

(議案書の内容を説明)

申請地は、大湫コミュニティセンターから半径300m以内に存する第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

5条-66

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員

(質問・意見無し)

議長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。なお、小栗 智幸委員は、5条の64番の申請の当事者であり、議決権がございませんので、それ以外の申請についてお諮りいたします。

議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第4号「非農地証明申請について」を議題といたします。

水野 安喜委員、説明をお願いします。

水野委員

非農地証明申請につきましては、1件であります。

内容といたしましては、畑が1筆で、合計面積2,016㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

- 日比野主査            それでは、議第4号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。  
                         議案集の20ページから22ページになります。  
                         非農地—4  
                         (議案書の内容を説明)  
                         申請地は、譲受人が相続した平成28年にはすでに現況のように山林となっていたもので、非農地として扱うことが適当と思われま
- 以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。  
                         ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長                    ありがとうございます。  
                         では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員                    (質問・意見無し)
- 議 長                    別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。  
                         議第4号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員                    (全員挙手)
- 議 長                    全員賛成ですので、議第4号は、申請のとおり証明することに決定いたします。  
                         次に、議第5号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。  
                         事務局、説明をお願いします。
- 青柳主事                それでは、議第5号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明申し上げます。  
                         23ページをご覧ください。  
                         (議案書の内容を説明)  
                         所在地の詳細につきましては24ページをご覧ください。  
                         以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。  
                         ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長                    ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員                    (質問・意見なし)
- 議 長                    別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。  
                         議第5号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画」について、計画に異議のない委員は、挙手をお願いします。
- 委 員                    (全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第5号は、計画のとおり承認することを決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員